府　令

○内閣府令第五十号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第二条第六号、第四条第二項、第六条第二号、第七条第一項、第十二条第一項、第二十条、第二十一条第二項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　生データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［略］ ロ　ＳＡＲセンサーからの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理及びジオメトリック処理がされていないもの 六　標準データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［略］ ロ　前号ロの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)　［略］ (2)　被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの 七　［略］ 八　遠隔取扱い装置　操作用無線設備等、受信設備及び衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備以外の場所で電気通信回線を通じて、衛星リモートセンシング装置の使用及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを行うことができる装置をいう。 （法第二条第六号の内閣府令で定める基準） **第三条**　法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。 区分　基準 ［略］	（定義） **第一条**　この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　同上］ 五　生データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［同上］ ロ　ＳＡＲセンサーからの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理並びにジオメトリック処理がされていないもの 六　標準データ　次に掲げる電磁的記録をいう。 イ　［同上］ ロ　前号ロの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたもの。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)　［同上］ (2)　被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの 七　［同上］ ［号を加える。］ （法第二条第六号の内閣府令で定める基準） **第三条**　法第二条第六号の内閣府令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。 区分　基準 ［同上］